

令和2年6月24日  
京都市教育委員会  
体育健康教育室  
(学校体育担当 708-5322)

## 京都市立中学校・義務教育学校（後期課程）における部活動の段階的緩和について

京都市立中学校・義務教育学校（後期課程）の部活動（運動部・文化部）について、6月15日（月）から当面、活動場所を校内に限定し、活動日の別を問わず、活動時間を2時間以内とすることを条件に再開しておりますが、6月29日（月）以降について、中学校での部活動再開後の経過期間を踏まえ、下記のとおり取り扱うこととします。

### 記

1 6月29日（金）から、本市中学校部活動ガイドラインに基づく通常の活動とする。  
(活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度、休養日は、少なくとも平日及び週末それぞれ1日以上。)

2 対外的活動（練習試合や複数校が集合する合同練習、校外での活動等）は、以下に示す段階に基づき、学校としてその必要性を判断したうえで実施する。

(1) 6月29日（月）から7月9日（木）まで

・対外的な活動は、引き続き禁止とする。

(2) 7月10日（金）から7月31日（金）まで

・参加者は学校が管理できる対象（生徒、教職員、保護者等）とする。

※保護者等の応援等を伴う場合は、受付を設置する等、参加者の把握に努めること。

・参加者数は自校・他校合わせて100名以下とする。

※集団を分ける等、必要最小限の参加者数とし、密集等を回避して活動すること。

・府内での活動及び府内の学校との交流を認める（自校を含め2～4校程度）。

・公共交通機関や貸切バス等での移動を認める。

・宿泊を伴う活動は禁止とする。

(3) 8月1日（土）から8月23日（日）まで

・参加者は上記(2)の取扱いと同じとする。

・参加者数に制限は設けない。

※不特定多数の集合ではなく、密集等を回避して活動できる人数とすること。

・府県をまたぐ活動及び他府県の学校との交流を認める。

※活動先の地域の感染状況に留意すること。

・移動及び宿泊については上記(2)の取扱いと同じとする。

(4) 8月24日（月）以降

・上記(3)の取扱いに加え、宿泊を伴う活動を認める。

3 6月29日（月）以降の部活動実施にあたって（留意事項）

本市中学校部活動ガイドラインにおける留意事項のほか、新型コロナウィルス感染症対策として、以下の点（次ページ参照）に留意して活動することとしている。

#### (1) 生徒の参加、健康観察等

- ① 生徒の部活動への参加（対外的活動を含む）については、保護者の理解・同意を得た上、無理に参加させること等がないよう留意すること。各部活動の練習日や時間、活動に際しての留意事項について、生徒・保護者へ周知すること。
- ② 生徒には、自宅において十分に健康観察を行い、発熱や風邪の症状があるなど体調がすぐれない場合は、必ず自宅待機で休養するように指導すること。部活動中（前後含む）も適宜、生徒の健康観察を行い、体調不良が生じた場合は、活動をやめさせ、適切な措置をとること。

#### (2) マスクの取扱い

学校における基本的な感染症対策として、学校教育活動の際は飛沫を飛ばさないようにマスクを着用することが適切であることを改めて生徒に指導したうえで、夏季や運動時の対応として以下の点に留意すること。

- ① 運動部の活動においては、体育の授業時の取扱いに準じ、生徒の間隔を十分に確保するなどの対策を講じることを前提に、マスクの着用は必要ないとされていること（令和2年5月21日スポーツ庁事務連絡参照）を踏まえ対応すること。
- ② 文化部の活動においても、体力向上のための運動を行う場合は、上記①運動部の活動の取扱いに準じること。また、運動を行わない活動においても、マスクを着用することで熱がこもりやすい、のどの渇きを感じにくく水分不足になりやすいといった観点から熱中症になりやすい条件が重なることも考えられるため、マスク着用の影響を考慮した活動内容の設定や水分補給の指導を行うこと。
- ③ 登下校時（運動部、文化部を問わない）について、気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなる恐れがあるため、人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すようにすること。

#### (3) 活動場所（更衣含む）、活動内容等

- ① 活動場所や更衣室等の密集を避けるため、部活ごとの利用時間を調整するなど工夫することとし、体育館や更衣室、教室等の屋内においては、密閉空間とならないよう、窓や扉の開口、こまめな換気を行うこと。また、雨天時における室内や体育館の軒下などでの練習においても、一度に大人数が密集することのないように留意し、事前に部活動ごとに雨天時の活動場所や中止の取決めをするなど工夫すること。
- ② 活動場所には、消毒液を設置することが望ましいが、活動前後での、石けんによるこまめな手洗いを励行し、生徒が手を触れる機会の多い箇所等は、こまめな消毒を徹底すること。また、器具・用具・情報機器等は、生徒間での共用は可能な限り避けるとともに、やむを得ず共用する場合には、使用前後の消毒及び手洗いを徹底すること。また、楽器や情報機器等で消毒することができない場合は、使用前後の手洗いを徹底するとともに、ナイロン製手袋を着用して使用するなど工夫すること。
- ③ 密集する活動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、また、対面での発声や楽器演奏の活動については、飛沫感染の防止策をとるとともに、長時間の密集状態を避けるなど工夫して実施すること。

#### (4) その他

- ① 部活動指導員、外部コーチ、その他部活動運営に携わる外部講師等に対しては、必ず事前に学校における新型コロナウイルス感染症対策についての取組を説明し、十分に理解したうえで指導いただくこと。
- ② 公共交通機関を利用する生徒について、登下校時の通勤混雑等を避けることができるよう、部活動の開始・終了時間に配慮すること。